

第十六回 参議院建設委員会會議録第十七号

昭和二十八年七月二十四日(金曜日)午  
前十一時三十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 石川 清一君  
理事 石井 桂君  
石川 榮一君

委員 石坂 豊一君  
小澤久太郎君  
鹿島守之助君  
赤不 正雄君  
高木 正夫君  
江田 三郎君  
小笠原 二三男君  
近藤 信一君  
田中 一君

政府委員

調達庁次長 堀井 啓治君  
建設政務次官 南 好雄君  
建設大臣官房長 石破 二郎君  
建設省計画局長 濹江 操一君  
事務局側

常任委員 武井 篤君  
会専門員 菊池 璋三君  
常任委員 菊池 璋三君  
会専門員

本日の會議に付した事件  
○土地収用法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石川清一君) 以今から建設

委員を會開いたしします。  
本日は土地収用法の一部を改正する  
法律案について質疑を続行いたしま  
す。

○田中一君 昨日の委員会で申し上げて  
おいたのですが、行政協定による駐留  
軍の使用する土地に対する土地収用法  
の適用に關して、この斡旋委員会は當  
然その範疇に屬するといふような御答  
弁を調達庁のほうから伺つたのです  
が、それにつきまして、政府として  
は、そのような形で立案したのではな  
いといふような言明を拝聴しました  
が、然らば政府としては、これは除外  
するよふな法律に変えていか、悪い  
かといふ問題に關して、再度確認して  
おきたいのですが、その点に關して御  
答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(南好雄君) 只今の御質問  
御尤もの御質問であります。御承知の  
通りこの問題につきましては建設省と  
して御返事申上げるよりも調達庁のほ  
うがいいと思ひますから、調達庁に出  
席して頂くようにお話をしてあるそ  
うであります。もう暫らくお待ち願ひた  
いと思ひます。

は好まなければどうかといふような  
お考えを言ふのじやないかと思ふので  
すが、そでなくして立案者としての考  
え方を伺ひたいのです。

○政府委員(南好雄君) 私といたしま  
しては、駐留軍關係の土地収用に関す  
る手続につきましては、当初そつとい  
ことを迂闊だと言つてお叱りを受けれ  
ば率直にお叱りを頂きますが、その点  
まで私たちは考えておりません。あの  
規定が十五条にござりまするよふに「除  
くの外」と、こつといふよふになつてお  
りますので準用規定でござりまする。従  
つてこれは所管官庁が違つております  
ので、主としてこれは調達庁の意見に  
よつて向うの法律を改正して、除くか  
どうかといふ問題がござりまするわけ  
であります。私個人の考えといたしま  
しては、別にこの斡旋制度を駐留軍關  
係に入れても、適用しても差支えない  
のではないかと、むしろ手続が非常に煩  
重になつて参りまするし、田中先生の  
御趣旨のよふに当事者の申請があれば  
三ヶ月間は決定がでけないといふこと  
になつております。斡旋の申請があり  
ましたときにはです。駐留軍關係はた  
しか關係機關の意見を聞くことができ  
るといふ規定でありまして、別に關か  
なくてよい、聞かなければならんと  
いふ規定になつておりませんでござ  
ります。尤もそつといふ趣旨の改正の法律  
案も出ておりますけれども、現行規定  
の下においてはそつといふことになつて  
おりますので、むしろこの点は駐留軍  
に必要な土地に關しましては、主とし

てその掌に當つております調達庁の  
見解によつてこれは御返事申上げます  
ほうが、政府としても責任の持てる答  
弁ではなからうかと思ふのでありま  
す。私個人では別に手続が慎重になつ  
て来まして、最近に起つて参ります基  
地問題その他の關係にいたしまして  
も、手続を慎重にして、斡旋制度など  
に付して、そつとして一定の法律効果  
が出て、にわかには意思に反してやるとか  
やらんとかいふ問題の起ることを解決  
する上においても、希望をいたしました  
てはむしろ斡旋制度なんぞを使つて頂  
いたほうがいいと私はそつ考えており  
ます。併しこれはその仕事をやつてお  
ります責任官庁にいたしましてどう  
いふよふに考へておられるか、私は建設  
當局といたしましてはこの点に責任の  
ある、田中先生の要求のありますよ  
うな責任のある回答をいたすことはい  
さか筋か違つたよふにも考へますので、  
暫らくお待ちを願ひたいと、こつ申上  
げたのであります。

○田中一君 特調の御意見は別に伺  
います。従つて立案者である政府が、自  
分の考へてない方向にこの法案が行く  
といふ場合には、これは率直にそれは  
初めから考へてないから望ましくない  
といふよふな御見解が表明されるのが  
当然だと思ふのです。若しそれが望ま  
しいならば、これは計画局長、率直に  
自分の立案過程における心境をお話し  
下すつたんでしうけれども、一遍取  
下して出直すといふのが、これ  
が立法者の当然たるべき態度じやない

かと思ふのです。従つてそれはどちら  
でもいいですから、成るほど駐留軍  
關係にもこれは及ぶんだ、これは至極  
都合がいいと、従つてこれはどうして  
も及んだほうがいいといふ御見解か、  
だからこれはもう一遍練り直して、或  
いはそでないよふな形に持つて行  
こつといふお考えか、この二つのうち  
一つなんです。それを伺へばいいんで  
す。これは立案者としての建設省の態  
度を伺ひたいんです。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げ  
ます。もと／＼この改正法律案は事務  
次官會議にもかかつておりまするし、  
従つてそこには調達庁としての責任者  
も出ておることと私考へております。  
閣議にも通つております。そこで異議  
がなかつたこととありますから、私  
たちにそつといふ考へがあつたかどうか  
といふ御質問であつたら、そつといふ考  
へはなかつたことと御返事申上げたので  
あつて、形式的に見ますならば、政府と  
いたしましては今の規定に基きまして  
除くといふことになつておりまするか  
ら準用を受けて行く結果になる。そ  
れが調達庁として仕事の關係におい  
て除くものの中に入ればなら  
んことになるかどうかは私として責  
任ある言明はなしかねるから調達庁  
から聞いて頂く、こつ申上げたので  
す。

○田中一君 それじや計画局長に伺  
います。これを駐留軍關係に適用しな  
いといふ形に持つて行くことは容易に

できると思いますが、それはどうですか、修正するならば。

○政府委員(浜江操一君) まま法律のいわゆる立法技術としてはお話の通り極めて簡単にできる。ただその立法上の取扱い、これは田中委員も御承知の通り、あれが駐留軍関係に特別立法の形で収用法の特例としてできております。従つて収用法内の修正と言わんよりは、むしろその特例になつております駐留軍に適用される土地収用の特例に関する規定の取扱いを如何にするかという問題になつて来るのではないかと、さう考へておられます。

○田中一君 そうすると、そういう意図がなかつたものが、そういう結果になつたといふことになる、これは立法者としては率直にそれを認めるならば、この法案は出直す、或いは与党のほうの、あなたの方のほうの議員からでもその点を修正するといふようなことなら正しいのじやないかと思つて、それは字句の問題でなくて目的の問題です。さういふことをしようとするお考えはないですか。これは又政務次官は修正するのはあなたの方がするんだと簡単に話になるかも知れませんが、さういふことは考へられませんか。

○政府委員(浜江操一君) この点は昨日の委員会でも私の一応筋から申し上げて考へらるべき点を申し上げたつもりなものであります。つまり土地収用法そのものは、いわゆる起業者がこれをできるだけ活用される全般的な原則手續を定める、その中で今お話が出ておりますように駐留軍関係については特別規定があつて、その全般的な土地収用

法の原則をまあ取入れる分と取入れざる分と、こういうものをむしろその特例のほうで取捨選択しておる。従つて土地収用法がその取捨選択を一々各事業について選んでおるわけではございません。それは鉱業法の場合においても、或いは鉱業法に土地収用法のやはり特例的な規定もございませぬ。或いは都市計画事業に關しても土地収用法の特例になるべき、相当すべき点もございませぬ。いづれもその事業々々の種類において、その一般的な土地収用法で定められた原則の取捨選択をしておるというのが現在の法制の建前でございます。さういふ観点において、これを立法上の取扱いとしても、又實際上の現在まで行われておる土地収用法の取扱い方といたしまして、その起業者の掌に當るべき官庁、或いはその起業者に應じた一つの考へ方の下にその取捨選択をして行く、こういう考へ方に立つて規定をされるものと存じます。大体さうな考へ方の下にこの問題の処理をすべきではないかといふふうに私は考へておられます。

○田中一君 特調はいつ頃来ますか。○委員長(石川清一君) 速記をとめて下さい。

○委員(石川清一君) 速記をつけて下さい。○田中一君 先ほど来再々懇談中に小笠原君が言つておるように、政府の態度をはつきりしてくれればいいんです。それで又質問があれば別ですが、態度をはつきりして下さい、立案者としての建設省の態度というものを。○政府委員(南好雄君) お答えを申し上げます。政府といたしましては先般の

○田中一君 先ほど来再々懇談中に小笠原君が言つておるように、政府の態度をはつきりしてくれればいいんです。それで又質問があれば別ですが、態度をはつきりして下さい、立案者としての建設省の態度というものを。○政府委員(南好雄君) お答えを申し上げます。政府といたしましては先般の

当委員会の質疑の途中におきまして、この輪旋制度が駐留軍の土地収用に関する関係がある、こういう御質問のありました際に、それは駐留軍関係の土地収用に関する法律は別個の法律体系をとつております、ところが御返事申上げたのです。ところがその意味が輪旋制度が適用がないんだというふうにお取りなつた委員の方があるようにございませぬ。で私の答弁が非常に不届でその点誠に申訳ないと思つて、駐留軍関係の土地収用に関する法律の体系は十四条で、土地収用の規定を適用せざるものだけを積極的の適用を成るべくやつて行くといふふうなやり方になつております。従つてあの十四条に、この輪旋制度が改正になりまして、この法案が改正になりますと、適用排除をしておりますので、適用されて行く建前になります。この点若し私も説明が、この輪旋制度が駐留軍関係の土地収用につきましては、御聞き取り願つたならば、その点において私の答弁ははつきり訂正しておきます。

○田中一君 私はい、今の御答弁で一応了承いたします。御答弁を了承いたしますが、重大な事柄が提案

理由の説明その他質疑の過程において何ら対象になつていなかつたということに対しては、これは一応政府として責任をとつてもらわなければならぬです。我々をだました形がここにはつきり出るわけですから、この提案理由の説明についても、今社会問題として大きな問題になつておる駐留軍の土地収用問題についても問題が大きいです。先ずそれを掲げて我々に質疑をさせるならばいいけれども、又説明するならばいいけれども、それを徒らに隠して、焦点を外らして我々に提案されたことに対しては、これは一応責任をとつてもらわなければならぬと思つて、これは政務次官より大臣に来てその責任をとつてもらいたいと思つて、これについて政務次官は御答弁を承りませんから、建設大臣が出て頂いて我々に対してこの法案の改正を提示しながら、重要な問題を何ら説明せず、に焦点を別のほうに外らして、今の速記を御覧になればわかります。ことごとく電源開閉その他の問題に藉口して焦点を外らしているという現象についてははつきりした御答弁を、弁明をして頂きたいと思つて、これは小笠原君も質問して、小笠原君の質問に対しては、そのように関係ございませぬといふことを私は聞いております。従つて速記録を見ればはつきりわかります。早くその手續をとつて頂きたいんです。

○田中一君 私はい、今の御答弁で一応了承いたします。御答弁を了承いたしますが、重大な事柄が提案

○委員長(石川清一君) 速記をつけて下さい。

○田中一君 昨日の御答弁では、この法案が行政協定に基づく特別措置法、これに当然働くといふような御答弁を得たのでありますが、特調としては、事前にさういふ交渉があるのですか、又それが好ましいとお考へになつて同調したのかどうか伺いたいです。

○政府委員(堀井啓治君) 昨日お答え申上げましたのは、法文上自動的に、今回の改正が行われますれば、改正案はそのまゝ特措法にも適用されるとお答え申上げたのであります。特措法は御承知のように占領中の工作物使用について、できるだけ土地収用法の趣旨を取入れまして、駐留軍に対する土地提供の事務をできるだけ土地収用法の線によつて提供するという趣旨で立案されたものであります。従いまして立法の当時の説明にも、特別な支障のない限り土地収用法の趣旨を活かしてこれを準用する建前をとつておる関係もございまして、今回の改正案に対しまして、特に最近提供の業務が非常に支障の多い折から、日本の行政協定による事務を円滑に進行するために、輪旋委員会を設け、或いはボーリング等に関する今回の改正案に対しましては特措法の業務を行う上におきまして支障がないと考へております。

○田中一君 昨日の御答弁では、この法案が行政協定に基づく特別措置法、これに当然働くといふような御答弁を得たのでありますが、特調としては、事前にさういふ交渉があるのですか、又それが好ましいとお考へになつて同調したのかどうか伺いたいです。

○委員長(石川清一君) 速記をつけて下さい。

○田中一君 昨日の御答弁では、この法案が行政協定に基づく特別措置法、これに当然働くといふような御答弁を得たのでありますが、特調としては、事前にさういふ交渉があるのですか、又それが好ましいとお考へになつて同調したのかどうか伺いたいです。

○政府委員(堀井啓治君) 昨日お答え申上げましたのは、法文上自動的に、今回の改正が行われますれば、改正案はそのまゝ特措法にも適用されるとお答え申上げたのであります。特措法は御承知のように占領中の工作物使用について、できるだけ土地収用法の趣旨を取入れまして、駐留軍に対する土地提供の事務をできるだけ土地収用法の線によつて提供するという趣旨で立案されたものであります。従いまして立法の当時の説明にも、特別な支障のない限り土地収用法の趣旨を活かしてこれを準用する建前をとつておる関係もございまして、今回の改正案に対しまして、特に最近提供の業務が非常に支障の多い折から、日本の行政協定による事務を円滑に進行するために、輪旋委員会を設け、或いはボーリング等に関する今回の改正案に対しましては特措法の業務を行う上におきまして支障がないと考へております。

○田中一君 昨日の御答弁では、この法案が行政協定に基づく特別措置法、これに当然働くといふような御答弁を得たのでありますが、特調としては、事前にさういふ交渉があるのですか、又それが好ましいとお考へになつて同調したのかどうか伺いたいです。

れには丁度これと反対なことになつて  
いるのです。少くとも第六條に、「内  
閣総理大臣は、土地等の使用又は取用  
の認定に關する処分を行おうとする場  
合において、必要があるとき認めるとき  
は、關係行政機關の長及び學識経験を  
有する者の意見を求め、ことができ  
ない。」となつていなければならない  
といふのです。併しこの精神が今の  
法律の、長い名前の法律の内容なんだ  
す。そこへ突如として、斡旋なんだ  
う、田中一君に解決しようなんといふもの  
が来るということそれ自身がおかしい  
のです。あなたの言うような場合は結  
構ですが、前段の場合はかまいません  
けれども、このように、一方的に総理  
大臣が、何も取れる、という傾向があ  
るのです。聞かなければならないの  
じやなくて、聞くことができるのです  
よ、大体しませんよ。していればこの  
よきな基地問題は起りやしない。聞か  
ないのは、総理大臣が一方的にものを  
やるから、こういう問題が起るので  
す。従つてそれに対して突如としてこ  
の斡旋委員会というものをここで適用  
するなんというところは、今も申上げた  
とこの法律で、今も申上げた  
とこの法律で、今も申上げた  
とこの法律で、今も申上げた

のが我々の疑問なんです。その場合  
に、それとやその思想があるならばこ  
ういう学識経験者、いわゆる与論を聞  
くということを確認されていいと思つ  
たのです。  
○政府委員(堀井啓治君) 第六條の精  
神は、土地取用の、いわゆる必要に  
応じてという前提がございます。その  
土地取用法と同じであります。ただ  
これは衆議院等における討論等のこと  
で経過をちよつと申上げますと、政府  
の從來土地提供に關する事務の経過に  
おきまして、確かに御指摘のよう  
な事務上の矛盾がござりまして、その  
際について前回衆議院の田中委員から御指摘  
がござりまして、事務調整をすること  
は田中官房副長官が約束されてござ  
ります。その結論を待ちませんと、今こ  
こではつきりどういふふうにして事務調整  
をするか申上げられませんが、政府  
としては反対であるというこの端的  
な理由は、大体認定の以前におきま  
して、日米が提供の締結をしておられ  
てあります。従つてその以後において、  
法律では勿論認定によつてこれを解  
決することはあり得ますけれども、  
その結果が非常に、特に最近のよう  
な状態であります。関係市町村等、  
いわゆる視野の狭い範圍において判定  
されますことは、必ずしもその結果が提  
供反対という結論になり、従つて一方  
日米協定によりまして、すでに國際上  
約束がせられておると申すならば、  
一々地元の反対を押し切つてこれを提  
供しなければならないという結論だけ  
が残るのであります。その点が事務  
上の非常な面白くないといふことが  
端的な理由であります。

○田中一君 この斡旋委員会ができ  
るのには、丁度これと反対なことになつて  
いるのです。少くとも第六條に、「内  
閣総理大臣は、土地等の使用又は取用  
の認定に關する処分を行おうとする場  
合において、必要があるとき認めるとき  
は、關係行政機關の長及び學識経験を  
有する者の意見を求め、ことができ  
ない。」となつていなければならない  
といふのです。併しこの精神が今の  
法律の、長い名前の法律の内容なんだ  
す。そこへ突如として、斡旋なんだ  
う、田中一君に解決しようなんといふもの  
が来るということそれ自身がおかしい  
のです。あなたの言うような場合は結  
構ですが、前段の場合はかまいません  
けれども、このように、一方的に総理  
大臣が、何も取れる、という傾向があ  
るのです。聞かなければならないの  
じやなくて、聞くことができるのです  
よ、大体しませんよ。していればこの  
よきな基地問題は起りやしない。聞か  
ないのは、総理大臣が一方的にものを  
やるから、こういう問題が起るので  
す。従つてそれに対して突如としてこ  
の斡旋委員会というものをここで適用  
するなんというところは、今も申上げた  
とこの法律で、今も申上げた  
とこの法律で、今も申上げた  
とこの法律で、今も申上げた

○政府委員(堀井啓治君) 現在特措法  
と申しますか、土地提供の事務は、大  
体これは御承知だと思はれますが、合  
同委員会を経、更に提供が困難な場合  
には特措、特別措置法を適用するとい  
う段階にござりまして、その合同委員  
会以前においてその土地所有者等から  
意見を聴取することは現実に行なつ  
ております。なお第六條の精神と斡  
旋委員会との思想は必ずしも私として  
は反してはいないと思はれます。  
○田中一君 結局若しも……、これ  
は余り長い法律だから、題名だから簡  
単に言いますが、行政協定に基づく土地  
取用の問題、これに対してはあなたは  
どういふふうにして思つておられる  
○政府委員(堀井啓治君) 問題はそれ  
はござりますのであります。結論を  
申上げますれば、特別措置法に對する  
改正案については政府といたしまして  
は不賛成の意見を衆議院において……  
○田中一君 どうもおかしい、思想が  
二つに分れておられるのですが、現実に基  
地問題に對する土地取用です。その  
前の段階においては斡旋をやつてお  
る。又与論もそれに應接したり反対し  
たりして居る。するとそれをあなたは  
斡旋委員会を持つたはうがいい、斡旋  
機関を持つたはうがいいという考え方  
ならば、もつとその前に合同委員会  
……、勝つた国と負けた国との合同  
委員会です。殊にいてくれと言つて  
願んでおる米軍です。それが要求する  
ものに対して、一応民意といふものを  
反映するならば、せめて今のこの法律の  
措置法の改正ぐらいはあつて然るべき  
です。で、斡旋委員会をどうしてこ  
の法文化しなければならぬかとい

て、斡旋委員会にはどういふ範圍のこと  
を斡旋してらうかといふことを考えて  
おりますか。  
○政府委員(堀井啓治君) 大体建設省  
から御説明があつたと思はれますが、我  
々も同様に考えております。  
○田中一君 私はこの昨日の堀井君の  
卒直な御意見は、びつくりしたのであ  
ります。こういうものがなされること  
を知らなかつたといふのだから、御答  
弁もなかなか苦しいと思つたのですが、  
おのずから違ひます。その駐留軍  
關係の土地取用の問題とそれからこれ  
は、理窟は同じですが、現象は違つて  
来るのです。そこでどういふ程度の  
範圍をその斡旋委員会にさせるか、大  
体もう昨日の今日だから骨が折れると  
思ひますが、きめて来て頂きたい。今  
後苦しきこの法案が通つた場合には、行  
政協定に基づく土地取用の問題に對し  
て、特別措置法に對してはこの範圍の  
斡旋委員会の業務をやらうと思つてい  
るといふことは、この次の委員会まで  
に一つきめて来て下さい。その上で再  
度質疑いたします。

○江田三郎君 今の斡旋を、行政協定  
の実施に伴う土地取用、この土地  
の長い法律で、あれに使うことが  
あるといふのですが、当然使うとい  
ふのですか、どつちになるのですか。  
○政府委員(堀井啓治君) その点は、  
注文中は特別措置法の第十四條に基  
きまして当然改正案は適用されること  
になります。なお法律の条文でもでき  
ることでありますから、適当な場合  
に、斡旋委員会によつて御斡旋を願  
うといふに考えております。  
○江田三郎君 特別措置法の何条でそ  
うなるのですか。

○政府委員(堀井啓治君) 特別措置法  
の第十四條です。第十四條は土地取用  
法で適用にならない条文だけが列挙し  
てあるわけなんです。各項に……従  
つて、そこで除外しない以上は一応全部  
特別措置法に適用される、このよ  
うなことを思ひます。  
○田中一君 先ほどこの斡旋委員会  
ができ好ましいとおつしやつたす  
ね。念を押しておきますが、どう  
ですか。  
○政府委員(堀井啓治君) これは大  
体私たちの、提供についての事務の  
り方もできるだけ自由契約によつて提  
供したい。従つて提供の範圍に  
属する地主等に關しましては、充分に  
その日本の負うところの義務を十分に  
理解して頂き、提供して頂くために斡  
旋委員会は御活躍を願ひ、それに役立  
つように考えておられます。  
○田中一君 では今日は時間があ  
りませんからこの次に……、私自身よく  
知らんものですから、現在問題にな  
つておる基地採取の一つの例が、どう  
いふふうな経過になつてどうなつてい  
るか、土地取用法に對しては今までの例  
で、使つたかわらなかつたか、又斡  
旋的な交渉、折衝をしたのは誰か、ど  
なたかといふことのモデルを一つ示  
して頂きたいと思ひます。印刷物でも  
かまいませんし、口頭でもかま  
いません。  
○赤木正雄君 先ほど建設政務次官の  
おつしやつた答弁です。これは午前  
中に、斡旋委員会は、どうも土地を  
買つておつては困るといふような立場  
からも斡旋委員を持つて得るような  
ことにしようと思ひました。そう  
いたしますと、私は無論この法案の根  
本趣旨に違ふと思ひます。であります

○政府委員(堀井啓治君) 特別措置法  
の第十四條です。第十四條は土地取用  
法で適用にならない条文だけが列挙し  
てあるわけなんです。各項に……従  
つて、そこで除外しない以上は一応全部  
特別措置法に適用される、このよ  
うなことを思ひます。  
○田中一君 先ほどこの斡旋委員会  
ができ好ましいとおつしやつたす  
ね。念を押しておきますが、どう  
ですか。  
○政府委員(堀井啓治君) これは大  
体私たちの、提供についての事務の  
り方もできるだけ自由契約によつて提  
供したい。従つて提供の範圍に  
属する地主等に關しましては、充分に  
その日本の負うところの義務を十分に  
理解して頂き、提供して頂くために斡  
旋委員会は御活躍を願ひ、それに役立  
つように考えておられます。  
○田中一君 では今日は時間があ  
りませんからこの次に……、私自身よく  
知らんものですから、現在問題にな  
つておる基地採取の一つの例が、どう  
いふふうな経過になつてどうなつてい  
るか、土地取用法に對しては今までの例  
で、使つたかわらなかつたか、又斡  
旋的な交渉、折衝をしたのは誰か、ど  
なたかといふことのモデルを一つ示  
して頂きたいと思ひます。印刷物でも  
かまいませんし、口頭でもかま  
いません。  
○赤木正雄君 先ほど建設政務次官の  
おつしやつた答弁です。これは午前  
中に、斡旋委員会は、どうも土地を  
買つておつては困るといふような立場  
からも斡旋委員を持つて得るような  
ことにしようと思ひました。そう  
いたしますと、私は無論この法案の根  
本趣旨に違ふと思ひます。であります

から、先の政務次官の発言が確かに間違つていたことはつきりしますから、それをこの次の委員会までにこれは統一しておかれんと、やはり議事の運営がなか／＼厄介でありますから、これだけを私の気の付いていることを申しまして、そうせんとやはり委員会が長引くと困りますから、その点を……。

○政府委員(藤江操一君) 只今の御質問の点は、確かに誤解と申しますか、或いは若干いろ／＼考えられる点もありませんから、よく御趣旨の点を伝えまして、改めて御答弁をしたいと思ひます。

○委員(石川清一君) ちよつと速記をとめて下さい。

「速記中止」

○委員(石川清一君) 速記を始めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時一分散会

七月二十三日本委員会に左の事件を付託された。

一、建設土法の一部を改正する法律案(衆)

(予備審査のための付託は七月二十日)